住所　千葉県市川市市川２丁目２番11―503号
徐長貴　昭和35年１月22日生
徐蘭　昭和63年11月26日生
徐吉　平成３年３月25日生
住所　千葉県船橋市習志野台５丁目26番10号
劉順姫　昭和58年６月６日生
住所　北海道士別市上士別町16線南３番地
李相勲　昭和59年９月28日生
住所　千葉県流山市大字西平井541番地１
蔡志琴　昭和47年３月27日生
住所　東京都豊島区巣鴨２丁目13番12号
王春晶　昭和54年６月29日生
住所　相模原市中央区田名3582番地25
金美妃　昭和59年11月18日生
住所　神戸市西区玉津町西河原45番地３
金由加里　昭和60年７月12日生
住所　神戸市須磨区松風町３丁目１番１―1310号
黄三昌　昭和16年11月14日生
鄭慶子　昭和20年３月20日生
住所　神戸市長田区御屋敷通３丁目１番３―1207号
黄雅美　昭和43年10月21日生
住所　神戸市長田区細田町３丁目５番23号
黄恭淵　昭和45年４月12日生
黄見淵　昭和47年４月10日生
住所　兵庫県三田市下井沢396番地４
白雲喆　昭和56年１月27日生
白知恵　昭和58年２月13日生
住所　鳥取県米子市新開６丁目10番10号
権俊之　昭和53年６月６日生
住所　岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目164番地
鄭忠吉　昭和20年１月２日生
住所　東京都江戸川区北小岩２丁目12番８号
姜㚟均　昭和42年９月12日生
住所　兵庫県宝塚市野上５丁目６番３号
陳美津枝　昭和39年３月８日生
姜禎一　平成５年11月30日生
姜祥　平成８年９月２日生
住所　兵庫県尼崎市塚口町５丁目21番地
韓百合　昭和37年４月11日生
孫彩加　平成５年７月23日生
孫ヒカル　平成９年９月23日生
住所　兵庫県尼崎市崇徳院２丁目64番地
金由紀　昭和43年７月25日生
住所　兵庫県西脇市上野418番地１
朴潤洪　昭和38年６月20日生
鄭綾子　昭和41年７月25日生
朴貞大　平成７年７月27日生
朴將平　平成７年７月27日生
朴稜介　平成７年７月27日生
住所　栃木県小山市中久喜１丁目５番18号
都春江　昭和30年３月９日生
李春菜　昭和58年２月７日生
李美菜　昭和60年10月23日生
住所　東京都台東区寿３丁目６番２―804号
劉倫孝　昭和52年５月２日生
住所　横浜市栄区飯島町1576番地９
安功　昭和48年５月29日生
住所　横浜市旭区上白根町795番地
朴理恵　昭和58年９月22日生
住所　大阪市生野区巽北１丁目６番17号
邊由希　昭和62年４月２日生
住所　大阪府東大阪市永和２丁目３番18号
高明成　平成元年11月２日生
住所　大阪府八尾市北本町４丁目１番４―806号
車和美　昭和45年11月１日生
住所　大阪府東大阪市宝持４丁目１番21号
田篤史　昭和56年８月19日生
住所　大阪市天王寺区勝山４丁目11番１―1302号
梁泰守　昭和45年９月18日生
住所　大阪市東淀川区南江口１丁目３番25―716号
金昌成　昭和44年５月19日生
金和美　昭和43年11月14日生
金勇征　平成６年３月10日生
金玲　平成７年６月30日生
住所　大阪市東淀川区大隅１丁目４番４号
金一　昭和37年12月29日生
住所　大阪市西淀川区出来島３丁目２番１―804号
石清美　昭和50年11月２日生
住所　茨城県水戸市若宮１丁目７番５―403号
劉永昌　昭和38年６月５日生
劉真　平成元年５月10日生
住所　茨城県水戸市若宮１丁目７番25―403号
劉紅梅　昭和43年２月29日生
住所　茨城県水戸市若宮１丁目７番25―403号
吳穎　平成元年１月26日生
住所　滋賀県大津市藤尾奥町12番７号
金明子　昭和52年３月16日生
住所　愛知県春日井市柏井町５丁目191番地
遲利利　昭和54年８月10日生
住所　千葉市花見川区幕張本郷７丁目35番20号
朴玉順　昭和22年９月７日生
卞小珠　昭和49年１月６日生
卞聖珠　昭和56年７月23日生
住所　東京都中野区本町１丁目15番22―804号
崔雲植　昭和36年12月20日生
辛貞愛　昭和40年12月17日生
崔正勲　平成４年５月７日生
崔瑜娜　平成11年２月２日生

○農林水産省告示第千二百六十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定に基づき、平成二十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十七号（肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月十一日から施行する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

表を次のように改める。

地域	月齢
宮崎県	満五月

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県宇陀市室生区上笠間三三七三の二、三三七三の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び宇陀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字内原三三七の四、大字竹筒一三〇の一、一三〇の三、一三一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字桑畑二三三三・二八一の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八〇の一、二八〇の二、大字杉清四三三一の一（次の図に示す部分に限る。）、四三三一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字桑畑二八〇の一・二八〇の二・二八一の一三・大字杉清四三三一の一・四三三一の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）